

盛土規制法の適切な執行に向けた支援について

【担当省庁】農林水産省、国土交通省

盛土規制法における各規制区域を設置する期限（令和7年5月）までに必要となる調査や規制区域指定後の円滑かつ適正な執行に向け、以下の各措置を講じていただきたい。

- 基礎調査や区域指定に係る地元等への説明・調整が、地方自治体の負担となっていることから、これらに要する予算措置や技術的支援
- 広く国民に対して制度の普及啓発を行うほか、相談体制の強化や全国的な情報共有ネットワークシステムの構築
- 制度の運用に際しては、定期報告や中間検査等の新たな事務が発生することから、円滑かつ効率的な業務執行に資するよう、オンラインシステムの構築や事務の外部委託等の措置
- 都市計画法の開発許可に係るものと同様の「許可及び検査済み証を受けたものとみなす規定」を、森林法、農地法、その他、土砂の埋立を規制する条例など、盛土を含む行為を規制する関連制度にも適用拡大

【現状・課題等】

■庁内関係部署が連携する対策チームを組織し、施行準備等を行っている。

■現行宅地造成等規制法による宅地造成工事規制区域

7市町（本府所管25市町村中。京都市除く）、7,778ha

※府全域（京都市除く）を指定した場合＝ $3,784\text{km}^2/78\text{km}^2 \div 48.51$ ＝約48.5倍の対象面積

■都市計画区域面積（京都市の区域を除く）＝147,624ha

※都市計画区域全域を指定した場合＝ $147,624/7,778 \div 18.98$ ＝約19倍の対象面積

■現行類似制度の許可状況（直近4カ年、件・ha）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
開発許可	127・29.8ha	113・27.9ha	109・42.0ha	112・106.3ha
宅地造成許可	11・27.1ha	9・2.0ha	13・11.2ha	21・31.9ha

→規制対象となる盛土行為が目的に関わらないものとなったことに加え、指定区域面積を現行より拡大せざるを得ないことが見込まれる中、許可等対応に大幅な業務量増大が見込まれる

京 都 府 の担当課	[盛土対策チーム]	
	総合政策環境部	循環型社会推進課 (075-414-4226)
	農林水産部	経営支援・担い手育成課 (075-414-4902)
		森の保全推進課 (075-414-5030)
	建設交通部	建築指導課 (075-414-5341)

■許可申請等に係る高度な技術的審査における民間機関等の活用

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条、都市の低炭素化の促進に関する法律第53条の各規定による認定制度等においては、その技術審査において、所管行政庁へ申請書を提出する前に、事前に民間評価機関による評価を受けたものについては、専門高度な判断を含め、所管行政庁による技術審査が簡略化されるなどの運用がなされており、申請者側の利便の向上等が図られている。

(手続きのワンストップ化、認定審査期間の短縮化及び審査事務負担の軽減)
盛土規制法においても、許可に係る技術基準について、高度な専門性を要するため、行政庁による審査に多大な時間を要することが想定される。

■許可・検査のみなし規定対象制度の拡大

盛土規制法の許可や検査等を要する行為が、都市計画法の開発許可や検査（以下「開発許可等」。）の対象にも該当する場合は、当該開発許可等を受けた場合は、盛土規制法の許可を受けたものと「みなす」規定（以下「みなし規定」。）があり、重複審査を割愛することにより、許可申請者の手続きワンストップ化や審査側行政の事務簡素化に係る措置が講じられている一方で、森林法、農地法、その他、土砂の埋立を規制する条例など、各許認可対象行為はみなし規定の対象となっていない。

■許可の特例：盛土規制法第15条第2項（第34条第2項）

都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を受けたときは、第12条第1項(第31条第1項)の許可を受けたものとみなす。

■完了検査等：盛土規制法第17条第3項（第36条第3項）

都市計画法第36条第1項の規定による届出又は同条第2項の規定により交付された検査済証は、盛土規制法の規定により交付された検査済証とみなす。